



平成 23 年度

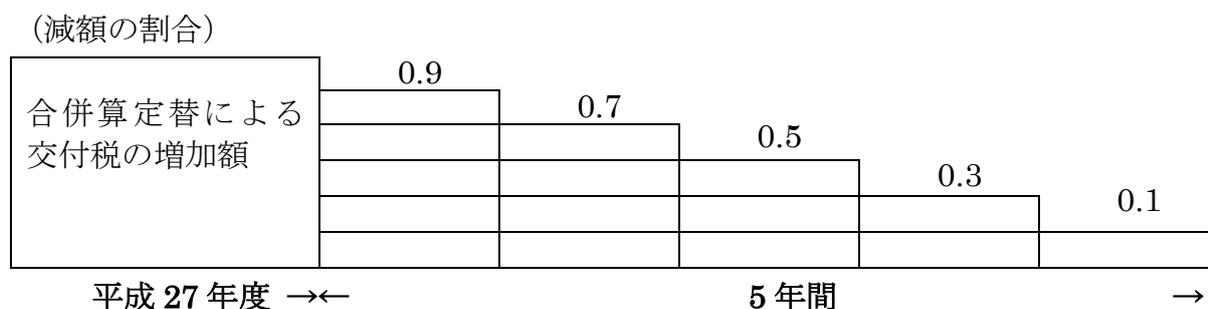
# 予 算 編 成 方 針

平成 22 年 12 月

長和町

## 1. 長和町の財政状況

町の財政は、平成21年度決算（資料1～4）を見ても分かるように、歳入全体の構成比を見てみると、地方交付税交付金46.0%、次に町債が12.8%、町税が12.5%、国庫支出金が12.2%となっています。町の収入の約半分を占める普通交付税については、10月26日付の信濃毎日新聞に優遇期間後の減額について記事が掲載されていましたが、当町については、約3億5000万円が減額になる見通しとなっています。



また、平成22年10月基準日の国勢調査が実施されたことにより、平成23年度の普通交付税は国調人口の減少により大きく減額される可能性があります。(平成22年度ベースで約1億2000万円) さらに、財務省では、地方交付税の1兆4850億円の別枠加算の廃止を求めていくとの報道もあり、更に厳しい財政運営を強いられることが予想されます。(削減された場合の影響額は、約1億6000万円の見込みです。)

国の11月の月例経済報告では「景気は、このところ足踏み状態となっている。また、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある。」と指摘をしているとおり、10月の完全失業率は5.1%と前月に比べ0.1ポイント悪化しました。現在の経済状況は税収の確保において大きなマイナス要因となっています。

歳出については、給付事業の増加による扶助費、医療費の増加による保険関連経費、公共施設等の老朽化による施設修繕や備品の更新経費などの支出の増加が見込まれます。また、普通建設事業においては、年度計画に基づいて実施をしているところですが、財源充当が非常に厳しい状況にあるため、事業の見直しも含め優先順位の高いものから実施し、限られた財源を有効に活用していかなければなりません。

## 2. 平成23年度予算編成の基本方針

国の平成23年度予算は、経済成長や国民生活の質の向上を実現するためにムダづかいの根絶の徹底や不要不急な事務事業の大胆な見直しにより新しい政策・効果の高い政策に重点的に財源を配分する方向で進められています。

当町におきましても、行政運営をしていく上では非常に厳しい財政状況ではありますが、『輝く長和町の生活圏の基礎づくり』を実現するために、人口増加への取り組み、子育て

世代への支援、雇用促進、商工業及び農林業の振興に重点を置き、誰もが住みたくなるような長和町にしていくために、収支のバランスのとれた予算編成を行います。

### 3. 基本的な考え方

1) 協働の精神の基に「町の未来予想図」を描いた町長公約の具現化を推し進めること。

2) 財政の健全化に配慮

行財政運営については、財政の健全化を常に念頭において、町の財政状況を十分認識し、財政指標等に配慮した事務事業を構築する。

3) 実施計画掲載事業の予算化

第1次長期総合計画に則り、実施計画（H22～H24年度）、過疎計画（H22～27）に掲載された事業の必要性、緊急性及び公平性を総合的、多角的に判断し、優先順位を明確にし、取捨選択を行う。

4) 「長和町集中改革プラン」による行政改革を認識し、人件費、物件費、補助費等の経常的経費の削減が図れるよう推進すること。

5) まちづくり交付金事業へ計画されている事業へ予算配分する。

6) 住民との協働による町民参画の推進に努め、町民の声が町政に反映する仕組みづくりなどの新たなまちづくり事業に優先配分を行う。

7) 物品調達の一元化（管財係）

物品調達の一元化を促進することにより、経常経費の更なる削減を図る。

基本的には、平成22年度と同様に学校及び保育園関係を除くすべての物品管理を管財係で一括管理する方針である。

8) 収入を意識した事業編成

景気の混迷時に税収を中心とする一般財源収入の減少が予測されるため、国、県からの情報等をもとに、多様な財源確保を目指し、効果ある財源配分に心がける。

9) 結果を見据えた事業編成

事業（予算）計画に当たっては、費用対効果はもとより、将来にわたってより効果

的な結果となるよう、事業担当係のみの判断だけでなく、関係部署及び関係機関と横の連携を密にし、総合的な結果を見据えた事業を計画する。

#### 10) 決算を意識した事業編成

平成 21 年度の決算分析に努め、特に継続事業については、議会、監査委員の指摘事項を検討し予算計上すること。

また、毎年、全体として多額な不用額が生じていることを鑑み、平成 21 年度において、どのような理由で不用額が生じたかを分析し、適正な予算計上となるよう経費の精査に努める。

#### 11) 既存施設の活用による金をかけないサービスの提供

職員あるいは住民のアイデアにより、既存施設を生かした住民サービスの提供など、お金のかからない英知にあふれる事業を推進する。

## 4. 平成 23 年度予算編成の具体的方針

### ① 予算の手法

1) 基本方針として、各担当課係において前年度当初予算における一般財源額の 95.0% (5%の削減) を上限とする。

2) 編成方針の内容を充分理解し、これに沿った予算を編成する。

3) 町の行財政状況を勘案し、将来像をよく斟酌したうえで、事業担当のエキスパートとして予算を編成すること。

4) 事業の目的により複数の課（係）にわたる事業が予想されるので、横の連携を強化しつつ関係機関でよく協議し事業を構築すること。

5) 住民要望（地区要望）の検証を行い、住民の要望を妥当性、公平性及び緊急性を熟慮し、必要であるものを一つ一つ叶えていくことが住民参加型行政の礎となることを胸に刻み、費用対効果にも十分配慮し、優先順位を定め事業を計画すること。

6) 平成 21 年度決算審査での審査指摘事項の検証を行い、十分踏まえた予算とすること。

7) 予算編成に当たり、その必要性、緊急性及び優先性を再度検討し、余分な経費は計上せず、過大積算は厳に慎むこと。

また、計上された予算についても、なおその節減に努めること。

8) 事務事業全般について、予算成立後は迅速かつ計画的に、また事業内容（特に設計内容、工事内容、委託内容等）を充分理解、把握しながら執行し、早期竣工に努めること。特に、特別な事由がない限り会計年度独立の原則に基づき繰越事業は慎むこと。

（年度ぎりぎりまでかかる事業についても竣工後の手続きがあることから3月31日期限ということのないように配慮すること。）

9) 工事にあたっては、事前に十分な計画及び設計等により発注することとし、真にやむを得ない限り工事費の増減が生じないよう細心の注意を払うこと。なお、やむを得ない理由にて増減が当初契約額より3割を超える場合は事前に財政係と協議するとともに理由書を必ず添付すること。

## ②予算の具体策

1) 当初予算編成に当たっては、事業量、補助率等を的確に把握し、積算根拠を明確にするとともに積算誤りや要求漏れがないよう十分注意すること。

2) 年度途中の補正は、制度の改正を伴うもの及び災害関連経費等、真にやむを得ないものについてのみ行うこととし、一般的な補正は行わないことを大前提とする。特に場当たりの補正は厳に慎むこと。

3) 業務上、一者随意契約とする場合においては、安易に従来どおり継続することなく、予算計上前に見積書での確認、積算根拠の検証、他市町村の比較などを必ず行ったうえで、契約内容、金額について相手方と十分協議し、経費の節減に繋げ、予算に反映させること。

4) 一部事務組合、外郭団体等への負担金、委託料などについては、担当課において査定や問合せを行うなど十分協議のうえ精査し、負担内容を掌握するとともに、算出根拠資料を提出する。特に指定管理者制度へ移行した施設等の改修等の取り扱いについては、事前に、必ず、財政係や管財係等に合議すること。

### ③特別会計

特別会計においては、一般会計に準じて見積り、予算計上すること。

特に、一般会計自体が非常に厳しい財政環境であることを踏まえ、一般会計からの経費負担区分の適正な運用に努め、事業収入の増加、経営の合理化、徹底した経費の節減を積極的に取り組み、独立採算を基本に負担金、使用料等のあり方も含め、健全経営に努めること。

また、一般会計からの繰入金については、積算根拠を必ず示すこと。

## 5. 平成23年度予算編成の留意点

### ①歳入に関する事項

1) 町税については、国の税制度改正の動向を踏まえ、できる限り確実な年間収入見込額を計上し、さらに徴収率の目標設定を行い、目標達成のためにまい進するとともに、より確実な方策を構築すること。

さらに公平で公正な税を確保するためにも町税の滞納整理の強化に努め、収納額（収納率）の向上を図ること。

2) 使用料・手数料については、社会経済情勢に留意しながら料率の見直しを検討するとともに、その適正化に努めること。また、町税同様、収納額の向上に最善を尽くすこと。

3) 事業ごとの補助制度を熟知するとともに、国、県の施策の動向を常に注視しながら、可能な限りの財源の確保に努めるとともに確実な額を計上する。

4) 諸収入については、前年度実績、決算等を踏まえ見込額を計上する。

5) 町債については、国の地方債計画・許可方針及び充当率を充分検討し、的確な見込額を計上する。

6) 過大見積りを避け、不良財源を計上しないこと。

7) 広告事業等のアイデアによる新たな財源の創出を期待する。

### ②歳出に関する事項

1) 旅費については、22年度同様の措置を継続するものとする。

また、委員会等視察研修旅費については目的を明確にすることはもとより、必要最小限の経費を計上すること。慣例のみで行われているものについては廃止する。

- 2) 食糧費については、情報公開制度も踏まえ必要性の有無を再認識しながら、会議等の時間に配慮し対前年マイナスとなるよう節減を図る。なお、竣工式、イベント等を予定する場合は各課において別途積算し、必要最小限で計上する。
- 3) 加除書籍・図書購入等については必要最小限となるよう思い切った打ち切りや隔年購入などを図ること。
- 4) 電話使用料等について、有線を有効に活用し節減を図る。私用電話はたとえわずかな金額でも厳に慎むこと。
- 5) 委託料については、外部委託先や見積もり先からの一方的な算出によらないよう、自ら内容及び金額を査定の上計上すること。また、内部で積算可能なものは、土木積算システムなど既存システムやパソコンを有効に活用し、経費削減に努める。
- 6) 一般使用料、原材料、備品等については、特定なものを除き対前年マイナスとなるよう引き続き節減を図ること。特にコピー使用について年々費用が増加しており、回数加算であることを再認識し、A4版で複数枚のときはA3版でまとめるなどサイズの選択等に配慮するとともに、枚数の多いものは輪転機の使用を優先させ、カラーコピーについても色の数量が少ないものについては手塗りあるいは2色刷りとするほか、私用のものや無駄な控えは絶対に取りらないなど職員全員で節約実行に努める。
- 7) 町単独補助金については、対象機関の活動内容や決算など根拠となる資料を提出するとともに、対象機関に町の置かれている状況を十分説明し、その縮減を目指すこと。

## 6. 予算編成方法

平成23年度予算の編成方法は、前年度に引き続き、企画財政課による事前審査を実施します。

## 7. 予算編成の主な日程（予定）について（一般会計・特別会計とも）

(1) 要求する事務事業等の各課係段階の整理

■電算システム当初予算要求書の提出

平成23年 1月 7日 金曜日 (期限厳守)

(※期限ぎりぎりになると混雑が予想されるので、余裕を持って対応してください。)

■上記期限までに「電算システムに入力」することにより、提出されたものとし  
ます。…平成23年1月8日以降は入力できなくなります。

・その他の資料の提出は予算査定のときに提出してください。

(2) 企画財政課ヒアリング (査定及び調整)

別途通知 <予定：平成23年1月18日～25日>

(3) 予算会議予定 必要に応じて開催予定 (ヒアリング等の結果を踏まえ)

(4) まとめ <予定：平成23年1月31日(月)>

(5) 理事者最終調整予定 平成23年2月1日(火)～2月3日(木)

(6) 電算システム最終調整入力予定 平成23年2月10日(木)

(7) 予算書製本 平成23年2月14日(月)～22日(火)

(8) 予算議案提出予定 平成23年2月25日(金)